

写

27農振第2199号

27生畜第1955号

平成28年3月15日

各地方農政局農村振興部長 殿

各地方農政局生産部長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

北海道農政部長 殿

(農林水産省)*農村振興局農村政策部農村環境課長
生産局畜産部飼料課長

鳥獣による農作物被害の防止等に係る電気さくの安全確保について

昨年7月に発生した、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、農林水産省では関係省庁・関係団体と連携しながら、電気さくの設置にあたって遵守すべき安全対策の周知徹底、既設の電気さくについての緊急点検・改善指導の実施等に取り組んできたところです。

今般、経済産業省では、電気工事の知見を有しない者が不適切な電気さくを設置することを防止するため、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を改正し、「電気工事士の作業を要しない電気さく」について、事故防止上、特に重要な「電気さく用電源装置を利用した電気さく」に限定することとしました。本改正により、電気さく用電源装置を用いない電気さくを設置する場合は、電気工事士が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の技術基準に適合するよう設置しなくてはならないこととなります。これに違反した場合は、罰則が適用されます。なお、市販されている電気さく用電源装置を用いた電気さくについては、従来通り、無資格者であっても設置することが可能です。

経済産業省から、当該省令改正を契機として、改めて関係団体等に対して電気さくの安全対策の周知徹底について別紙のとおり依頼があったところです。これまでも電気さくの安全対策については、都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼してきたところですが、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、特に今後、農作物の作付けが多くなる時期を迎えることを踏まえ、〔貴管下都府県に対して、〕改めて下記の事項について依頼願います（北海道あて：お願いします）。

なお、本件については、日本電気さく協議会及び農業団体等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。

〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明 等〕

また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。

2. 周知に加え、農畜産業等の現場指導に関係する機関や団体におかれては、日常的な点検・改善指導を行ってください。また、関係機関や団体内においても、農畜産業部局や林業部局等の関係部局が連携して対応するよう努めてください。

施行注意：1 *は、農政局あては除く

2 []は、北海道あてを除く

写

27農振第2199号

27生畜第1955号

平成28年3月15日

日本電気さく協議会 会長 殿
一般社団法人農業電化協会 会長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課長
生産局畜産部飼料課長

鳥獣による農作物被害の防止等に係る電気さくの安全確保について

昨年7月に発生した、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、農林水産省では関係省庁・関係団体と連携しながら、電気さくの設置にあたって遵守すべき安全対策の周知徹底、既設の電気さくについての緊急点検・改善指導の実施等に取り組んできたところです。

今般、経済産業省では、電気工事の知見を有しない者が不適切な電気さくを設置することを防止するため、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を改正し、「電気工事士の作業を要しない電気さく」について、事故防止上、特に重要な「電気さく用電源装置を利用した電気さく」に限定することとしました。本改正により、電気さく用電源装置を用いない電気さくを設置する場合は、電気工事士が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の技術基準に適合するよう設置しなくてはならないこととなります。これに違反した場合は、罰則が適用されます。なお、市販されている電気さく用電源装置を用いた電気さくについては、従来通り、無資格者であっても設置することが可能です。

経済産業省から、当該省令改正を契機として、改めて関係団体等に対して電気さくの安全対策の周知徹底について別紙のとおり依頼があったところです。これまでも電気さくの安全対策については、周知徹底を依頼してきたところですが、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、特に今後、農作物の作付けが多くなる時期を迎えることを踏まえ、改めて、都道府県に対しては、下記事項を依頼しましたので、貴協議会（電化協会あて：貴協会）におかれましても、改めて電気さくの安全対策に係る周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本件については、都道府県や農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。

〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明 等〕

また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。

2. 周知に加え、農畜産業等の現場指導に関係する機関や団体におかれては、日常的な点検・改善指導を行ってください。

写

27農振第2199号
27生畜第1955号
平成28年3月15日

全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部長 殿
全国農業協同組合中央会 農政部長 殿
公益社団法人全国農業共済協会 建物農機具部長 殿
全国農業会議所 総務部長 殿
全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長 殿
一般社団法人日本草地畜産種子協会 会長 殿
公益社団法人中央畜産会 会長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課長
生産局畜産部飼料課長

鳥獣による農作物被害の防止等に係る電気さくの安全確保について

昨年7月に発生した、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、農林水産省では関係省庁・関係団体と連携しながら、電気さくの設置にあたって遵守すべき安全対策の周知徹底、既設の電気さくについての緊急点検・改善指導の実施等に取り組んできたところです。

今般、経済産業省では、電気工事の知見を有しない者が不適切な電気さくを設置することを防止するため、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を改正し、「電気工事士の作業を要しない電気さく」について、事故防止上、特に重要な「電気さく用電源装置を利用した電気さく」に限定することとしました。本改正により、電気さく用電源装置を用いない電気さくを設置する場合は、電気工事士が電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の技術基準に適合するよう設置しなくてはならないこととなります。これに違反した場合は、罰則が適用されます。なお、市販されている電気さく用電源装置を用いた電気さくについては、従来通り、無資格者であっても設置することが可能です。

経済産業省から、当該省令改正を契機として、改めて関係団体等に対して電気さくの安全対策の周知徹底について別紙のとおり依頼があったところです。これまでも電気さくの安全対策については、周知徹底を依頼してきたところですが、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、特に今後、農作物の作付けが多くなる時期を迎えることを踏まえ、改めて、都道府県に対しては、下記事項を依頼しましたので、貴会*におかれましても、改めて電気さくの安全対策に係る周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本件については、都道府県及び日本電気さく協議会等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。

〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕

また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。

2. 周知に加え、農畜産業等の現場指導に関係する機関や団体におかれては、日常的な点検・改善指導を行ってください。

施行注意：*は、全国農業共済協会及び日本草地畜産種子協会あては「貴協会」、全国農業会議所あては「貴会議所」